

## 防衛省設置法の一部を改正する法律

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万七千七百七十七人」を「十五万六千九百九十五人」に、「四万五千三百五十六人」を「四万五千三百二十九人」に、「四万六千九百二十三」を「四万六千九百四十三人」に、「千三百五十人」を「千四百十八人」に、「三百七十六人」を「三百八十二人」に、「千九百十八人」を「千九百三十二人」に、「四十八人」を「四十九人」に改める。

## 附 則

この法律は、令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

## 理由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。